

規制シート(様式)

170199200460001

平成31年1月25日

規制の名称	獣医療法	所管府省	農林水産省
根拠法令等	獣医療法(平成4年法律第46号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	消費・安全局畜水産安全管理課長 石川 清康
規制目的	飼育動物の診療施設の開設及び管理に関し必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ること。		
規制内容の概要	<p>診療施設を開設した者は、都道府県知事に届出を行う旨等を規定。 診療施設の設備等を一定の水準に保ち、また、適正な運営管理を確保するため、構造設備の基準及び管理において遵守すべき事項を規定。 獣医療に関する広告により、獣医療について十分な専門的知識を有しない動物の所有者等が誤解し、不測の被害を受けることを防止するため、広告の制限を規定。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)による改正	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	飼育動物の診療施設として、全国で約1万5千程度の開設届出がされている中、都道府県知事が開設の届出により診療施設を把握すること、診療施設の構造設備等を一定水準以上に保つこと並びに不適切な広告を制限することは、適切な獣医療を確保するため重要であり、引き続き同法に基づく規制が必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2022年度		